

業務指示書

タイ国バンコク首都圏都市鉄道マスタープラン改定(M-MAP2)に係る情報収集・確認 調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月2日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月7日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市鉄道に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市鉄道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：都市鉄道計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通需要予測】

1) 類似業務の経験：交通需要予測に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年8月14日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）
- ・現地セミナー開催費用
・追加交通調査現地再委託費用（補完調査を含む）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB1 = 3.3069 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.43 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市鉄道計画
交通需要予測

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.33 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月21日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
タイ国バンコク首都圏都市鉄道マスタープラン改定(M-MAP2)に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市鉄道計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(-)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通需要予測	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

バンコク首都圏では、1990年代から数次に渡り都市鉄道マスター・プランの策定・見直しが行われてきた。しかし、政権交代、事業実施段階における計画の見直し、入札方法の変更等により、「計画」と「実態」の乖離（計画はあるが着工されていない）が起きていた。

かかる状況を踏まえ、2010年にバンコク首都圏鉄道マスター・プラン、Mass Rapid Transit Master Plan in Bangkok Metropolitan Region (M-MAP) がタイ政府により策定され、現在実施・計画されているバンコク首都圏の各種都市鉄道事業の根拠となっている。M-MAPでは、優先計画(2014年まで)、第1次10か年計画(2019年まで)、第2次10か年計画(2029年まで)の3段階に分けて計画を策定しており、2029年までに整備されるバンコク首都圏の都市鉄道網は計509km、312駅であり、680km²、513万人の人口をカバーすることを目指している。また、実施機関(SRT、MRTA、BMA)別の事業実施計画も定めている。

バンコク首都圏の主要路線の整備には一定の目途がついたと考えられる一方で、タイ政府としては、現行M-MAPには需要予測、駅・ルートの連結性等に課題があると考えており、日本の経験を踏まえて、これらの課題の対応策を検討していくとともに、バンコクの現状及び将来を見据えた新たなマスター・プラン(M-MAP2)（新たな路線の整備計画を含む）を策定していきたい意向を持っている。

M-MAP2については、タイ側からの支援要請を受け、2017年3月にJICA及びタイ運輸省交通政策計画局(OTP)の共催でセミナー「Defining the 2nd Blueprint for Bangkok Mass Rapid Transit」をバンコクにて開催し、日本側の支援を受けつつ、2018年3月を目途にM-MAP2に係る「骨太の方針」及び2020年を目標にM-MAP2をタイ側が策定することにつき、両国間で合意したところである。

2. 業務の目的

(1) 業務の目的

本調査は、タイ国におけるバンコク都市鉄道マスター・プラン改定の3本柱である、①基本方針「骨太の方針」策定、②需要予測モデル改定、③中長期計画策定のうち、①及び②を中心に必要な情報収集・課題分析等を行い、提言を取りまとめる目的とする。

(2) タイ側関係機関

- ・ 運輸省交通政策・計画局 (The Office of Transport and Traffic Policy and planning OTP) ※カウンターパート機関
- ・ タイ国有鉄道 (State Railway of Thailand: SRT)
- ・ タイ高速度交通公社 (Mass Rapid Transit Authority of Thailand: MRTA)
- ・ バンコク都庁 (Bangkok Metropolitan Administration: BMA)

等

(3) 本調査に関連する我が国の主な支援活動

- ・ 「バンコク大量輸送網整備事業(パープルライン)(I)、(II)」(有償資金協力)

(2008年3月、2010年3月 L/A 調印)

- ・「バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）」（有償資金協力）（2009年3月、2015年6月、2016年9月 L/A 調印）
- ・個別専門家 鉄道分野支援（2016年3月～実施中）
- ・「バンコク－チェンマイ高速鉄道整備事業準備調査」（2015年12月～実施中）
- ・「バンスー地区再開発に係る情報収集・確認調査」（2016年3月～実施中）

3. 業務対象地域

バンコク首都圏（都心から半径40km 圏内を想定）

4. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は上記「2. 業務の目的」を達成するために下記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、下記「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、下記「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意点

（1） 本調査の位置付け

タイ政府は、2020年を目標にM-MAP2策定を目指しており、本調査では、M-MAP2の3本柱である①骨太の方針、②需要予測モデルのアップデート、③中長期計画の策定のうち、①及び②を中心に必要な情報収集・課題分析等を行い、提言を取りまとめることとする。なお、現段階において、個別具体的な円借款の案件形成等は想定されていない。

（2） 骨太の方針について

M-MAP2策定に際し、基本方針となるのが「骨太の方針」である。骨太の方針は、バンコク首都圏の都市鉄道の現状及び将来動向、今後の都市鉄道のあり方、新規路線図案を盛り込んだもの、と定義する。

通常、需要予測モデルのアップデートが終了してから計画を作成することが望ましいが、2018年に総選挙・民政移管が予定されている中、タイ側は早期に方針を定めることを希望しているため、骨太の方針（案）作成にあたっては、手法・順序等を工夫する必要がある点に留意する。

（3） プミポン前国王崩御に伴う関連行事を考慮した調査工程の立案

2016年10月のプミポン前国王崩御に伴い、タイ政府機関職員は1年間の喪に服している。また、2017年10月下旬に前国王の葬儀を行う計画が進められており、葬儀の前後は、カウンターパートとの協議や現地調査が行えなくなる可能性が高い。調査工程立案の際には、これらの点に留意すること。調査開始後はJICAタイ事務所やタイ側カウンターパート機関からの情報提供も参考にしつつ、情勢変化に応じて柔軟に調査スケジュールを見直すことが望ましい。

（4） JICA専門家との連携

OTPには、上述のとおり鉄道分野支援に係るJICA専門家が派遣されており、日

本の知見についてのタイ側へのインプットやタイ国内の鉄道事業に係る情報収集を行っている。コンサルタントは、JICA 専門家と密に連絡をとり、調査を進めていくことが望ましい。

(5) 日タイワーキンググループとの連携

M-MAP2 策定に向けて、タイ側政府関係者による委員会が既に設立されており、今後、OTP と有識者による WG が設立される予定である。また、調査実施にあたり、日本側の有識者による委員会を設置し、調査内容についての助言等を頂く。同委員会は 2~3 ヶ月に 1 回程度実施する予定であり、その後、バンコクにてタイ側と会議を開催する。コンサルタントは、日本側の有識者及びタイ側と連携して調査を行うこと。また、円滑な委員会実施のため、日本側への有識者へは調査の進捗状況を定期的（月に 1 回程度）に報告すること。有識者リストは追って JICA からコンサルタントに共有する。

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、協議

既存の関連資料、情報、データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。既存の報告書、情報等を最大限に活用し、効率的な面談と情報収集に努め、アンケートにおける重複質問の回避等を図るものとする。それらを踏まえインセプション・レポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得た上で、インセプション・レポート協議を実施する。

(2) バンコク首都圏の社会・経済情勢、都市交通網に係る現状整理

現在のバンコク首都圏の社会・経済情勢、上位計画及び関連計画、バンコク交通網の現状（ブルーライン、グリーンライン（BTS）等の運行状況、混雑状況、乗客数等、乗換、アクセス等の基礎情報）について現状及び課題の整理を行う。

(3) 既往マスターplan及び関連調査のレビュー

2010 年策定の M-MAP をはじめ、過去の都市鉄道マスターplan や関連調査についてレビューし、不足情報や課題の洗い出しを行う。

(4) 骨太の方針（案）第 1 次ドラフトの作成

バンコク都市鉄道の目指すべき姿（街づくりと連携した鉄道、公共交通を軸とした生活圏の拡大等）を示し、鍵となる必要な対策（混雑対策、アクセス改善等）を提案する。対象とする範囲、ターゲット年については、JICA が OTP と協議した上で決定するが、プロポーザル作成に際しては、バンコク都心から半径約 40km の範囲、2040 年をターゲット年と仮定する。

また、バンコク首都圏の人口分布、土地利用状況や航空写真等の情報をベースに、主要な先進国の都市（ロンドン、パリ等）と比較して、どの地域に路線が必

要か検討を行う。必要に応じて、タイ政府が作成した既存のモデル（extended Bangkok Urban Model : eBUM）による需要予測も実施する。新線整備にあたっては、何の目的で整備する路線なのか、路線の意義（混雑対策や、空港アクセス対策、通勤通学の利便性向上等）を明確化する。その他、乗換円滑化に資する駅施設改善などについて提案した「第1次ドラフト」を作成する。なお、現行M-MAPで提示されている計画10路線は尊重しつつ、改善すべき点があれば第1次ドラフトにて提案する。

（5） タイ側関係者向けワークショップの企画、実施

OTPでは、需要予測に係る情報収集・分析を行う部署と、政策を立案する部署が分かれしており、両者の連携が課題となっている。マスタープランの改定に当たっては、各部署の連携が非常に重要なことから、各部署の関係者を一堂に集めたワークショップ等を月に1回程度実施し、日本の持つ経験・知見がタイ側に理解されるよう工夫する。なお、場所はOTP会議室を想定しており、会場費を見積りに計上する必要はない。

（6） 需要予測モデル改定に係る調査の実施

2017年7月現在、タイ側ではOTP情報センター（Transport and Traffic Information Technology Center）が、18,000世帯を対象とする交通実態調査を実施しており、2017年9月に集計を終了、以降2018年3月にかけて需要予測モデルの改定を行い、25年後の将来交通需要を推計する予定である（eBUM2）。

バンコク首都圏の人口規模に鑑みて、信頼性のある交通需要推計を行うためには、100,000世帯程度を対象とする追加交通実態調査が必要と考えられる。しかしながら、100,000世帯を対象とする追加交通実態調査は予算の制約上実施が難しいため、バンコク首都圏の人口を1,500万人と仮定し、精度・費用面で適切かつ効率的と考えられる追加交通実態調査及び補完調査（着地点を指定して行う「着地調査」、携帯アプリ調査等）の実施方法とOTP情報センターによる交通実態調査結果と合わせた利用方法などの内容について、プロポーザルで提案すること。なお、本項目については現地再委託を認めることとする。現地再委託費80,000,000円を上限とし、別見積りに計上すること。

（7） 都市鉄道の運営・運行に係る情報収集及び提言の取りまとめ

バンコク首都圏では、数年以内にレッドライン、オレンジライン等、複数の都市鉄道が開業予定である。これらの都市鉄道の運営・運行体制に係る情報収集、課題整理を行い、安全かつ効率的な運営・運行に向けた提言を取りまとめる。

（8） 骨太の方針（案）第2次ドラフトの作成、協議

タイ側関係者向けワークショップの結果を踏まえ、第1次ドラフトをベースに内容を深度化したものを「第2次ドラフト」と定義する。

第2次ドラフトの内容について、JICA及び有識者に説明及び協議し、コメント等を反映する。またコメント等反映後、JICAとともに、運輸大臣を含めたタイ側関係機関に説明及び協議し、骨太の方針（案）の内容を固める。

（9） 骨太の方針（案）に係る現地セミナー企画、実施

骨太の方針（案）について、タイ側関係者に説明、周知する現地セミナー（半日）を企画、実施する。OTP 及び JICA の共催、150～200 名規模を想定している。コンサルタントは、セミナープログラムの提案及びタイ側との調整、当日の運営補助を行う。セミナー会場費用（バンコク市内のホテルを想定）は別見積りに計上すること。

（10）インテリム・レポートの作成、協議

骨太の方針（案）及び調査途中経過をインテリム・レポートとして取りまとめ、JICA 及び有識者に説明及び協議し、コメント等を反映する。

またコメント等反映後、JICA とともに、タイ側関係機関に説明及び協議した後に、インテリム・レポートをタイ政府に提出する。

（11）タイ政府の承認プロセスに向けた側面支援

インテリム・レポートをタイ側に提出後、タイ政府は骨太の方針の承認プロセスに入る。取りまとめを行う運輸省が各省にコメント依頼する際に、タイ側から補足説明や追加情報提供等を求められる可能性があるため、タイ側の求めに応じて対応する。

（12）本邦招聘の企画・提案及び同行

都市鉄道に係る我が国の政策、制度、その運用方法等について、タイ政府・鉄道事業者等関係者の理解を深め、タイ国内での M-MAP2 の検討に役立てることを目的として、約 1 週間、タイ側関係者等の本邦招へいを実施する。招へい人数は 10 人程度を想定する。

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、コンサルタントが行うものとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施 1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、講義等において必要となる資料を英文で作成する。

5) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。また、必要に応じてコンサルタントが同行するものとする。

6) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

(13) 需要予測モデル改定作業

「(6) 需要予測モデル改定に係る調査の実施」の結果を集計するとともに、調査結果の現況分析、拡大係数の算定、現況再現、将来OD作成、分析等、モデル改定を行う。

(14) 中長期計画策定に向けた方針整理及び助言

「2. (1) 業務の目的」に記載されている「③中長期計画策定」はタイ側が主体となって行う予定であるが、骨太の方針を踏まえどのような内容とすべきか、方針を整理し、タイ側に助言を行う。

(15) 都市鉄道の計画実施に係る参考情報の取りまとめ

都市鉄道の計画実施に関し、日本の例（東京、大阪、名古屋等）、主要な先進国の都市の例（ロンドン、パリ等）を参考として整理する。

また、都市鉄道の計画実施にあたり、望ましいと考えられるPPP政策や事業スキームにつき、各国での経験を踏まえてタイ側に提案する。

(16) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査の全体成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、タイ側関係者・日本側関係者と協議し、コメントを取り付ける。

(17) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート提出から1ヶ月以内を目途に、タイ側からのコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

次に示す報告書を作成し、JICAに提出する。各報告書の関係機関への説明及び協議に際しては、事前に報告書（案）を作成しJICAに提出及び説明の上、その内容について了承を得ること。JICAからコメントがあった場合には、コメントを反映した報告書（案）をもってJICAと再度協議を行い、関係機関に提出する。最終的に関係機関からのコメントも反映したものをJICAに提出する。本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。なお、報告書（案）を事前に確認するための十分な時間的余裕を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ること。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：調査開始後15日以内（現地調査開始前）
- ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

2) インテリム・レポート (IT/R)

- ・記載事項：骨太の方針（案）、調査途中経過
- ・提出時期：2018年2月下旬
- ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文10部（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- ・記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
- ・提出時期：2018年7月下旬
- ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文要約10部（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

4) ファイナル・レポート (F/R)

- ・記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
- ・提出時期：2018年8月下旬
- ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文要約10部（全て製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDFを格納したCD-Rを3枚（うち、タイ政府へ1部）

なお、ファイナル・レポート（英文）の巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約（タイ語）を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、開催後5日程度のうちにJICAに提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

- ・記載事項：共通仕様書の規定に基づく
- ・提出時期：契約締結後10日以内
- ・部数：和文5部（簡易製本）
- ・電子データ（PDF）

3) 調査活動報告書

共通仕様書記載のコンサルタント業務従事月報（業務日誌を含む）を翌月5日までにJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付すること。

4) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）を収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については JICA に帰属するものとする。JICA は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナル・レポート提出時
- ・部数：CD-R 1 枚 (jpeg ファイル形式)（デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式／各画像ファイルは Web 上での使用に耐えられる 1MB 以上とする。）

5) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期間内に JICA に提出する。

○記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓（現地活動体制等）
- ④調査業務の内容にかかる提言
- ⑤添付資料
 - ・業務フローチャート
 - ・業務人月表
 - ・調査用資機材等取得明細表
 - ・会議記録等
 - ・収集資料リスト
 - ・その他調査活動実績

○提出時期：業務終了時

○部数：和文 3 部（簡易製本）

6) その他

1) ~ 5) の提出物のほか、JICA が必要と認め、報告を求めた資料を適宜提出する。

7) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は、2017年8月下旬より業務を開始し、2018年8月下旬の終了を想定している。

プロポーザル作成にあたっては、第2の「6. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 24.33M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定している。コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／都市鉄道計画（2号）
- 2) 都市・地域計画
- 3) 交通調査
- 4) 交通需要予測（3号）
- 5) 鉄道技術
- 6) 鉄道組織運営
- 7) 経済・財務分析
- 8) 交通需要予測補助／業務調整

3. タイ政府の便宜供与

特になし。ただし、初回現地協議のアレンジはJICAが行う。

4. 参考資料

- ・ 東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について（答申）（運輸政策審議会）
https://www.mlit.go.jp/kisha/oldmot/kisha00/koho00/tosin/kotumo/mokujii_.htm
- ・ 東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）（交通政策審議会）
<http://www.mlit.go.jp/common/001138591.pdf>
- ・ 鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版）
<http://www.mlit.go.jp/common/000224631.pdf>
- ・ 森地茂「東京圏都市高速鉄道計画の歴史と意義」（「運輸と経済」第76巻8号）
- ・ 都市交通計画策定にかかるプロジェクト研究 ファイナルレポート（JICA）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ku57pq00000zzbte-att/finalreport_01.pdf

5. 閲覧資料

特になし。

6. 再委託（現地）

本調査では、需要予測モデル改定に係る追加交通実態調査、その他補完調査について現地再委託を認める。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している評者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業開始に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA タイ事務所、在タイ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以 上

調査対象地図



